

令和7年7月1日改正の経営事項審査に係る再審査を希望される方へ

(愛知県知事許可業者向け)

令和7年7月1日から経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴い、改正前の審査基準に基づく審査の結果通知を受けている方は、改正の施行日（令和7年7月1日）から120日（令和7年10月28日）以内に限り、新たな審査基準に基づく再審査を申し立てることができます。

再審査に係る審査手数料は無料です。また、再審査の申し立ては任意です。再審査を受けるには予約が必要です。管轄の事務所の連絡先にお電話いただき、再審査の予約を取ってください。

本件に関するお問い合わせ先
都市・交通局都市基盤部都市総務課
建設業・不動産業室 建設業第一グループ
電話 052-954-6502（ダイヤルイン）

1 再審査によって評点が加算される方

経営状況分析申請を令和7年6月までに行い、その後、経営規模等評価・総合評定値請求の申請を行い、下記の自己資本とみなすことができる資本性借入金の要件全てに該当する方。

（審査基準日を令和7年3月31日以降とする単独決算による申請に限ります。）

※経営規模等評価申請及び総合評定値請求を令和7年7月以降に行った場合であっても、経営状況分析申請を令和7年6月までに行った方は、再審査を受けることができます。

※再審査は愛知県からの結果の通知を受けた方しか受けられません。

○資本性借入金は、以下の要件を全て満たすものに限る

※ただし残存期間が5年未満となった資本性借入金は、1年ごとに20%ずつ自己資本とみなす部分を逡減させる取扱いとします

- ・償還期間が5年超
- ・期限一括償還
- ・配当可能利益に応じた金利設定
- 業績連動型が原則
- 債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること
- ・法的破綻時の劣後性の確保
- （又は、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっていること）
- ・貸出主が金融機関（政府系含む）又は別紙記載の制度による借入であること

※再審査の結果を通知するのは、再審査申請を行った月の翌々月末です。このため、次に該当する方は、上記に該当していても再審査の申請を行うことはできません。

- ・再審査申請を行った月の翌月に、新しい審査基準日で経営規模等評価申請・総合評定値請求を行う

予定の方。

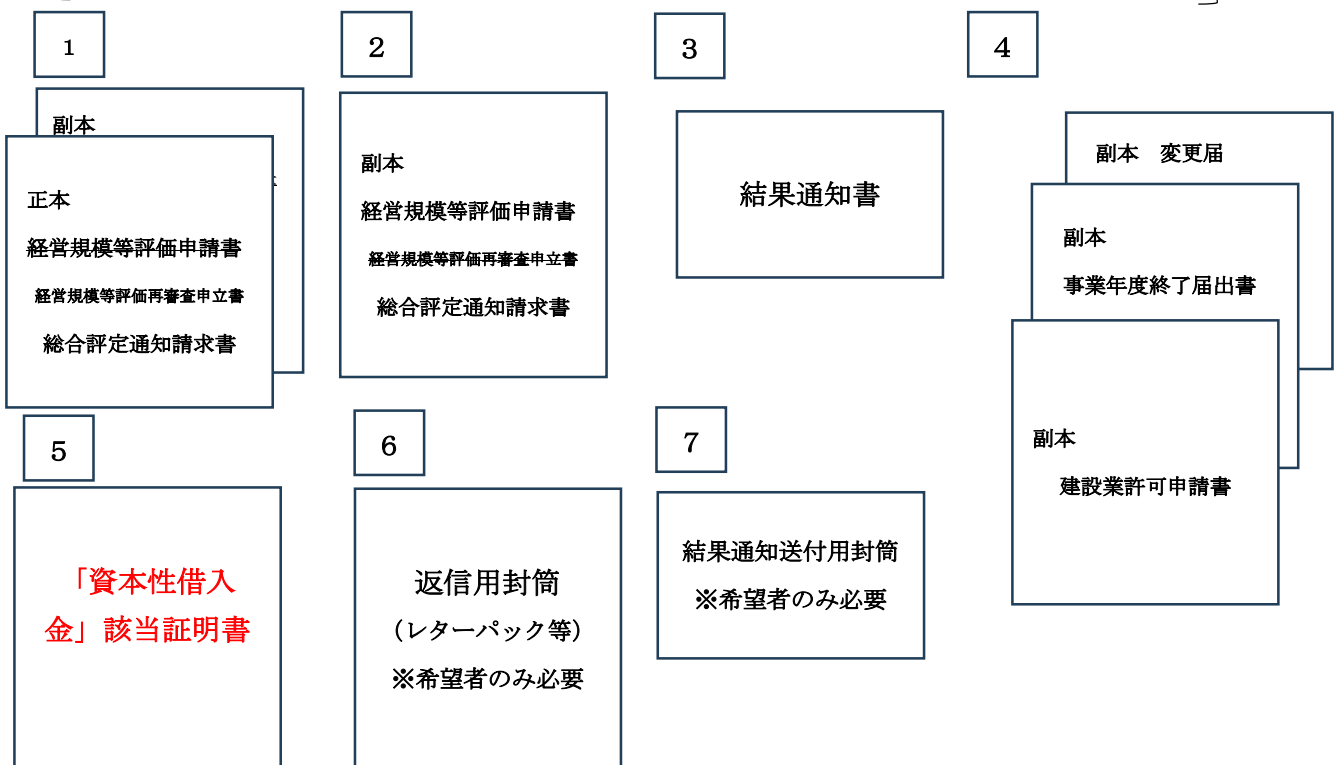
2 再審査の申し立て方法

管轄の建設事務所（名古屋市内に主たる営業所を置く方は都市総務課建設業・不動産業室）へ
再審査の予約を取った後、郵送又は建設業許可の窓口への投函にて、再審査の申し立てを行います。

ただし、名古屋市外に主たる営業所を置く方であっても、前回の申請の際に書類補正等の理由により都市総務課建設業・不動産業室に来庁して申請の受付をされた方（結果通知書右上の文書番号が「7都総第4-●●●●号」となっている方）は、再審査の申し立ても都市総務課建設業・不動産業室にて行います。

【持参書類】

1. 経営規模等評価再審査申立書 正・副2部
※経営状況分析の自己資本において、本取扱いを受けていること
（今回の改正に係る変更以外は、原則として前回の申請の内容を記載。
一部、再審査申し立て時の状況を記載するが詳細は別添提出様式例を参照。）
2. 再審査を行う審査対象事業年度の、
経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本（従前の申請書）
3. 2の申請の結果通知書（従前の結果通知書）
4. 建設業許可関係書類
（建設業許可申請書（副本）、事業年度終了届出書（副本）、
変更届（副本）（変更がある場合）
5. 「資本性借入金」該当証明書
（経営状況分析の申請時に提出したものの写し）（※県へ提出）
6. 郵送で副本の返却を希望される方は返信用封筒
7. 結果通知書の受領を委任される方は結果通知書送付用封筒
※宛名を記載した長三サイズサイズ、切手不要



再審査は、各建設事務所で開催される経営事項審査の日程により行います。補正等があった場合は審査日当日に連絡がありますので内容がわかる方がご対応ください。審査後、副本を返却します。

再審査の結果は、下記の時期に通知されます。

再審査申立時期	審査日	結果通知の 発送予定日
7 月中	各建設事務所の 8 月経審実施日	9 月末頃
8 月中	各建設事務所の 9 月経審実施日	10 月末頃
9 月中	各建設事務所の 10 月経審実施日	11 月末頃
10 月中 (28 日まで)※必着	各建設事務所の 11 月経審実施日	12 月末頃

※申立時期については、各建設事務所に書類が到達した日を申立日として取り扱います。

〈別紙〉

「資本金性借入金」とみなして取り扱うことが可能なものと考えられる
関係省庁等の制度

制度名
挑戦支援資本強化特例制度 (日本政策金融公庫)
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度 (日本政策金融公庫)
中小企業活性化協議会版「資本金性借入金」
中小企業活性化協議会版「資本金性借入金」 (新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度協調型)
災害対応型劣後ローン (日本政策金融公庫)
産業復興機構による既往債権の買取制度
危機対応業務による中小・中堅・大企業向け劣後ローン (日本政策投資銀行・商工中金)
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による既往債権の買取制度
農林漁業経営資本強化資金

別紙

令和7年度経営事項審査受付日程一覧

経営事項審査を希望される方は事前に予約が必要です。

月	日	曜日	対象
4	9	水	一宮 海部
	10	木	西三河 知立 豊田加茂
	11	金	尾張 新城 東三河
	14	月	知多
	15	火	建設業・不動産業①

月	日	曜日	対象
5	8	木	西三河
	9	金	一宮 新城設案 東三河
	12	月	尾張 知多 豊田加茂
	13	火	海部 知立
	16	金	建設業・不動産業②

月	日	曜日	対象
6	5	木	西三河 豊田加茂 新城設案
	6	金	一宮 知多 東三河
	9	月	尾張 知立
	10	火	海部 建設業・不動産業②

月	日	曜日	対象
7	4	金	一宮 知多 新城設案
	7	月	知立 豊田加茂
	8	火	尾張 海部 東三河
	10	木	西三河
	11	金	建設業・不動産業①
	15	火	建設業・不動産業②

月	日	曜日	対象
8	4	月	知多 豊田加茂 新城設案
	5	火	建設業・不動産業①
	6	水	一宮 海部 東三河
	7	木	尾張 西三河 知立
	8	金	建設業・不動産業②

月	日	曜日	対象
9	4	木	西三河 豊田加茂 新城設案
	5	金	一宮 知多 東三河
	8	月	尾張 知立
	9	火	海部
	12	金	建設業・不動産業①
	16	火	建設業・不動産業②

月	日	曜日	対象
10	3	金	一宮① 新城設案①
	6	月	尾張① 一宮② 新城設案②
	7	火	尾張② 海部 知多
	8	水	豊田加茂 東三河①
	9	木	西三河① 知立 東三河②
	10	金	西三河②
	14	火	建設業・不動産業①
	15	水	建設業・不動産業②

月	日	曜日	対象
11	6	木	西三河①
	7	金	尾張① 一宮① 西三河②
	10	月	尾張② 一宮② 豊田加茂
	11	火	海部 知多 新城
	12	水	知立 東三河①
	13	木	東三河②
	17	月	建設業・不動産業①
	18	火	建設業・不動産業②

月	日	曜日	対象
12	4	木	西三河 豊田加茂 新城設案
	5	金	一宮 知多 知立
	8	月	東三河
	9	火	尾張 海部
	11	木	建設業・不動産業①
	12	金	建設業・不動産業②

月	日	曜日	対象
1	8	木	西三河
	9	金	一宮 知多 新城設案
	13	火	尾張 豊田加茂 東三河
	14	水	知立
	15	木	海部 建設業・不動産業①
	16	金	建設業・不動産業②

月	日	曜日	対象
2	5	木	西三河 豊田加茂 新城設案
	6	金	一宮 知多 知立
	9	月	東三河
	10	火	尾張 海部
	13	金	建設業・不動産業①
	17	火	建設業・不動産業②

月	日	曜日	対象
3	5	木	西三河 豊田加茂 新城設案
	6	金	一宮 知多 知立
	9	月	東三河
	10	火	尾張 海部
	11	水	建設業・不動産業②

(注意)

建設業・不動産業①…名古屋市内に主たる営業所のある知事許可業者。 尾張…尾張建設事務所管内の知事許可業者

一宮…一宮建設事務所管内の知事許可業者

海部…海部建設事務所管内の知事許可業者

知多…知多建設事務所管内の知事許可業者

西三河…西三河建設事務所管内の知事許可業者

知立…知立建設事務所管内の知事許可業者

豊田加茂…豊田加茂建設事務所管内の知事許可業者

新城設案…新城設案建設事務所管内の知事許可業者

東三河…東三河建設事務所管内の知事許可業者

が対象です。

①、②とある月については2日間実施します。予約状況によってはご希望の日程が予約できない場合がありますのでご了承ください。

予約は審査受付日の前月から受け付けます。前々月以前に予約を受け付けることはできませんのでご了承ください。

この受付日程一覧の内容は、会場等のやむをえない事情により変更される場合があります。変更があった際には、建設業・不動産業①のウェブページでお知らせします。

受付日に会場に来庁し、書類の不備等があった場合は、補正を行った上で再度来庁していただく必要があります。日時や場所については、職員からお伝えします。

【各建設事務所の連絡先】

V. その他

◎建設業許可・経営規模等評価申請等に係る書類の提出先

(知事許可業者)

主たる営業所の所在地	提出先	電話番号
名古屋市内全域	都市・交通局都市基盤部 都市総務課建設業・不動産業室 (名古屋市中区三の丸3-1-2)	052-954-6502
瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、 日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡 及び西春日井郡の区域	尾張建設事務所 (名古屋市中区三の丸2-6-1)	052-961-4409
一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹 羽郡の区域	一宮建設事務所 (一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4)	0586-72-1465
津島市、愛西市、弥富市、 あま市、海部郡の区域	海部建設事務所 (津島市西柳原町1-1-4)	0567-24-2141
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知 多郡の区域	知多建設事務所 (半田市瑞穂町2-2-1)	0569-21-3233
岡崎市、西尾市、及び額田郡の区域	西三河建設事務所 (岡崎市明大寺本町1-4)	0564-27-2745
碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区 域	知立建設事務所 (知立市上重原町蔵福寺1-2-4)	0566-82-3114
豊田市、みよし市の区域	豊田加茂建設事務所 (豊田市常盤町3-2-8)	0565-35-9312
新城市及び北設楽郡の区域	新城設楽建設事務所 (新城市片山字西野畑5-3-2-1)	代 0536-23-5111
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市及びの区域	東三河建設事務所 (豊橋市今橋町6)	0532-52-1312

本手引きで説明しています、基本的内容のお問い合わせを多くいただいています。お問い合わせの際は、再度御確認の上、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

◎申請書等用紙は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室のホームページからダウンロードして下さい。

URL <https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>

・グレーマーカ部分→要確認していただきたい箇所
・黄色マーカ部分→今回の改正に伴う確認箇所

経営規模等評価申請等の再審査チェックリスト(申請者用)

1		項番02「申請時の許可番号」 現在、有効な許可が記入されているかを確認する(申立日から5年以上前の許可年月日は不可) ※許可換えをして他行政庁の許可となった場合は、現在の許可行政庁へ再審査申請をすること。	
2		項番04「審査基準日」 従前の結果通知書に記載された審査基準日を記入しているかを確認する。 再審査の結果通知予定日(翌々月末)が従前の結果通知書の審査基準日から1年7ヶ月以後になる場合は、新しい審査基準日で通常の経審を受けること。	
3		項番05「申請等の区分」 「4」が記入されているかを確認する。	
4		項番06「処理の区分」 「00」が記入されているかを確認する (「00」以外の場合は、「経営事項審査申請等の手引」P23の区分に従い適切なコードが記載されているか確認すること)	
5		項番07～14(資本金額、商号、代表者、所在地等) 再審査申立日現在の状況が記入されているかを確認する。 (許可申請書・変更届出書正本でチェックし、必要な変更届出書が提出されていない場合は提出すること)	
6		項番15及び16 項番15は、 再審査申立日現在の許可状況が記入されているかを確認する。 項番16は、 前回の申請時と同じであるかを確認する。	
7		項番17 証明書の内容に不備がないことを確認する。(次頁参照)	
8		項番18～20 前回の申請内容と同一であるかどうかを確認する。	
9	別紙一	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(項番31～34) 前回の申請内容と同一であるかどうかを確認する。	
10	別紙三	項番41～50、55～63、66、67 前回の申請内容と同一であるかどうかを確認する。	
11	(社会性等の審査項目)	項番51～53「ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況」 前回の申請内容と同一であるかどうかを確認する。	
12		項番64「建設機械の所有及びリース台数」 前回の申請内容と同一であるかどうかを確認する。	
13		項番65「エコアクション21の認証の有無」 前回の申請内容と同一であるかどうかを確認する。	
14	別紙二	技術職員名簿(項番81、82) 前回の申請内容と同一であるかどうかを確認する。	
15	様式9	建設機械の保有状況一覧表 前回の申請内容と同一であるかどうかを確認する。	
16	様式10	CPD単位を取得した技術者名簿 前回の申請内容と同一であるかどうかを確認する。	
17	様式11	技能者名簿 前回の申請内容と同一であるかどうかを確認する。	

- 再審査にかかる手数料は無料
- 提出票は不要

〈様式〉

【記入例】「資本性借入金」該当証明書

・証明をする者の在籍先は社内・社外を問いません

・押印不要・記名可

令和7年8月1日

所有資格 建設業経理士1級
商号又は名称 ●●株式会社
氏名 国土 太郎

△△株式会社において、令和7年3月31日時点の借入残高のうち、50,000,000円は、以下の〈貸出条件〉に該当し、【借入内容】に記載の内容が適当であることを証明します。

〈貸出条件〉

	要件	該当箇所
償還条件	償還期間が5年超	〇〇金銭消費貸借契約証書 項目 5.借入日 6.期限
	期限一括償還 ^{*1}	〇〇金銭消費貸借契約証書 項目 7.返済方法
金利設定	配当可能利益に応じた金利設定 ^{*2}	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条
劣後性	法的破綻時の劣後性の確保 ^{*3}	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条

^{*1}同等に評価できる長期の据置期間が設定されている場合は該当しない。
^{*2}業績連動型が原則。債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること。
^{*3}少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっている場合も該当する。

【借入内容】

科目	内容
貸出主	××銀行
借入金額	50,000,000円
借入期間	2015年4月1日～2027年3月31日
当期決算日における残存年数	2年以上3年未満
自己資本と扱う額 ^{*4}	当期決算日 (2025年3月31日) 20,000,000円
	前期決算日 (2024年3月31日) 30,000,000円

^{*4}「自己資本と扱う額」において、貸借対照表上の純資産との合算値は記載しない。

前回の申請と同一

＜ 1. 基準決算で申請された場合＞
経営状況分析結果通知書記載の自己資本額（項番7112）と一致、かつ
基準決算の貸借対照表における純資産の部の額と
証明書における当期決算日の欄に記載されている額の
合計額と一致する

＜ 2. 2 期平均で申請された場合＞
基準決算については左記のとおり、
直前の審査基準日については証明書における
前期決算日の欄に記載されている額と、基準決算の
直前の審査基準日の貸借対照表における純資産の部の
額の合計額と一致する

自 己 資 本 額

項 番

17

3

5

10

(千円)

審査対象

13

(1. 基準決算)
(2. 2 期平均)

基 準 決 算

(千円)

直 前 の
審 査 基 準 日

(千円)

利 益 額
(2 期 平 均)

18

3

5

10

(千円)

利益額（利払前税引前償却前利益）
＝ 営業利益＋減価償却実施額

審 査 対 象 事 業 年 度		審査対象事業年度の前期審査対象事業年度	
営 業 利 益	(千円)	営 業 利 益	(千円)
減 価 償 却 実 施 額	(千円)	減 価 償 却 実 施 額	(千円)

技 術 職 員 数

19

3

5

(人)

登 録 経 営 状 況
分 析 機 関 番 号

20

3

5

経営状況分析を受けた機関の名称

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

許可番号記入

結果通知書の発行年月日を記入
（知事印の上に記載されている日付）

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審 査 結 果 の 通 知 番 号	審 査 結 果 の 通 知 の 年 月 日
第 号	令和 年 月 日
再 審 査 を 求 め る 事 項	再 審 査 を 求 め る 理 由
令和7年〇月〇日施行の改正に係る事項	制度改正のため

上記を参考に記入

連絡先

所属等

氏名

電話番号

ファックス番号

前回の申請と同一

(用紙A 4)

20002

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 3 年 5 月 至 7 年 10 月										審査対象事業年度 自 11 年 13 月 至 15 年 17 月 19 (1. 2年平均) 2. 3年平均												
		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					年 月 ~ 年 月							審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					年 月 ~ 年 月				
業 種 コード	完 成 工 事 高 (千円)					元 請 完 成 工 事 高 (千円)					完 成 工 事 高 (千円)					元 請 完 成 工 事 高 (千円)							
32	3	5	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45									
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表					元 請 完 成 工 事 高 計 算 表																	
工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度																	
工事	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度																	
32	3	5	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45									
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表					元 請 完 成 工 事 高 計 算 表																	
工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度																	
工事	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度																	
32	3	5	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45									
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表					元 請 完 成 工 事 高 計 算 表																	
工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度																	
工事	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度																	
33	3	5	10	13	15	20	23	25	30	33	35	40											
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表					元 請 完 成 工 事 高 計 算 表																	
その他 工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度																	
その他 工事	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度																	
34	3	5	10	13	15	20	23	25	30	33	35	40											
合 計	完 成 工 事 高 計 算 表					元 請 完 成 工 事 高 計 算 表																	
契約後 V E に係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)																							

前回の申請と同一（提出がある場合のみ）

工事種類別 完 成 工 事 高 付表

申請者

審査対象業種の完成工事高（移行後の完成工事高）	左 記 の 内 訳
（審査対象事業年度）	
（前審査対象事業年度）	
（前々審査対象事業年度）	

* 完成工事高の2年平均か3年平均かの選択にあわせて、必要な年数分を記載してください。

審査等手数料証紙貼付書

愛知県知事許可
手数料無料
紙をはり付ける

経営規模等評価申請手数料及び総合評定値請求手数料

業種	(1)	(2)	(3)	業種	(1)	(2)	(3)
1	11,000円	10,400円	600円	16	48,500円	44,900円	3,600円
2	13,500円	12,700円	800円	17	51,000円	47,200円	3,800円
3	16,000円	15,000円	1,000円	18	53,500円	49,500円	4,000円
4	18,500円	17,300円	1,200円	19	56,000円	51,800円	4,200円
5	21,000円	19,600円	1,400円	20	58,500円	54,100円	4,400円
6	23,500円	21,900円	1,600円	21	61,000円	56,400円	4,600円
7	26,000円	24,200円	1,800円	22	63,500円	58,700円	4,800円
8	28,500円	26,500円	2,000円	23	66,000円	61,000円	5,000円
9	31,000円	28,800円	2,200円	24	68,500円	63,300円	5,200円
10	33,500円	31,100円	2,400円	25	71,000円	65,600円	5,400円
11	36,000円	33,400円	2,600円	26	73,500円	67,900円	5,600円
12	38,500円	35,700円	2,800円	27	76,000円	70,200円	5,800円
13	41,000円	38,000円	3,000円	28	78,500円	72,500円	6,000円
14	43,500円	40,300円	3,200円	29	81,000円	74,800円	6,200円
15	46,000円	42,600円	3,400円				

手数料の区分

- (1) 「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求」の場合
※申請書（様式二十五号の十一）の項番「05」申請等の区分が「1」
手数料＝8,500円＋2,500円×業種数
- (2) 「経営規模等評価の申請」の場合
※申請書（様式二十五号の十一）の項番「05」申請等の区分が「2」
手数料＝8,100円＋2,300円×業種数
- (3) 「総合評定値の請求」の場合
※申請書（様式二十五号の十一）の項番「05」申請等の区分が「3」
手数料＝400円＋200円×業種数

前回の申請と同一

(用紙A4)
20004

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無

413

[1.有、2.無、3.適用除外]

健康保険加入の有無

423

[1.有、2.無、3.適用除外]

厚生年金保険加入の有無

433

[1.有、2.無、3.適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無

443

[1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

453

[1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無

463

[1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保

473

[1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員の育成及び確保

483

[1.該当、2.非該当]

CPD単位取得数

493

5

5

10

(単位)

技術者数

11

15

(人)

技能レベル向上者数

503

5

6

(人)

技能者数

8

10

(人)

控除対象者数

15

20

(人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

513

[1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

523

[1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

533

[1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

543

[1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

建設業の営業継続の状況

営業年数

553

5

(年)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

563

[1.有、2.無]

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

573

[1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無

583

[1.有、2.無]

指示処分の有無

593

[1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況

603

[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数

613

5

(人)

二級登録経理試験合格者等の数

623

5

(人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均)

633

5

10

(千円)

審査対象事業年度

審査対象事業年度の前審査対象事業年度

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

643

5

(台)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無

653

[1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無

663

[1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無

673

[1.有、2.無]

前回の申請と同一

(用紙A4)

20005

技 術 職 員 名 簿

頁 項 番 数 8 1 3 5 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査 基準日 現在の 満年齢		業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
1			年 月 日		8 2								
2			年 月 日		8 2								
3			年 月 日		8 2								
4			年 月 日		8 2								
5			年 月 日		8 2								
6			年 月 日		8 2								
7			年 月 日		8 2								
8			年 月 日		8 2								
9			年 月 日		8 2								
10			年 月 日		8 2								
11			年 月 日		8 2								
12			年 月 日		8 2								
13			年 月 日		8 2								
14			年 月 日		8 2								
15			年 月 日		8 2								
16			年 月 日		8 2								
17			年 月 日		8 2								
18			年 月 日		8 2								
19			年 月 日		8 2								
20			年 月 日		8 2								
21			年 月 日		8 2								
22			年 月 日		8 2								
23			年 月 日		8 2								
24			年 月 日		8 2								
25			年 月 日		8 2								
26			年 月 日		8 2								
27			年 月 日		8 2								
28			年 月 日		8 2								
29			年 月 日		8 2								
30			年 月 日		8 2								

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 2 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

前回の申請と同一

 (用紙A4)
 年 月 日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号子又は同条第四号子に規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

様式9

建設機械の保有状況一覧表

前回の申請と同一（提出がある場合のみ）

審査基準日： 年 月 日

申請者

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号	種別又は規格	所有・リース の別	取得年月日		検査実施等年月日
							リース開始日	リース期間満了日	
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日

前回の申請と同一（提出がある場合のみ）

様式 12

（用紙 A 4）

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間について、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約します。

また、建設業法第 27 条の 26 第 1 項に定める都道府県知事、国土交通省及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

建設キャリアアップシステム事業者 I D

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分（1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事）

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

記載要領

- 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要なものを消すこと。
知事」
- 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前 1 年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は全ての建設工事について、「2」の場合は全ての公共工事について、記載すること。
なお、表中に記載する内容が無い場合は「0」を記載又は空欄とすること。
- 「措置実施工事」とは、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。軽微な工事等においても、当該措置を実施した場合は、「措置実施工事」に含むものとする。
- 「軽微な工事」とは、建設業法施工令第 1 条の 2 第 1 項に掲げる建設工事をいう。
- 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

(見本)

(用紙A4)
10006

経営状況分析結果通知書

年 月 日

登録経営状況分析機関
登録番号
登録年月日 年 月 日

殿 登録経営状況分析機関代表者 印

経営状況分析の結果を通知します。
この経営状況分析結果通知書の記載事項は、事実に相違ありません。

注) 「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の分類に従い、経営状況分析を行った処理の区分を表示してあります。

許可番号 ー 号
審査基準日 年 月 日
電話番号 ー
処理の区分

項番
資本金 (千円)

7101 売上高に占める
完成工事高の割合 5 %

7102 単独決算又は
連結決算の別 5 [1. 単独決算、2. 連結決算]

経営状況分析

7103 純支払利息比率

数 値
5 10

自己資本対固定資産比率

数 値
13 15 20

7104 負債回転期間

5 10

自己資本比率

13 15 20

7105 総資本売上総利益率

5 10

営業キャッシュフロー

13 15 20

7106 売上高経常利益率

5 10

利益剰余金

13 15 20

経営状況点数(A) =

7107 経営状況分析結果(Y) =

5

項番17を確認

7108 固定資産

金 額 (千円)
5 10 15

売上高

金 額 (千円)
17 20 25

7109 流動負債

5 10 15

売上総利益

17 20 25

7110 固定負債

5 10 15

受取利息配当金

17 20 25

7111 利益剰余金

5 10 15

支払利息

17 20 25

7112 自己資本

5 10 15

経常(事業主)利益

17 20 25

7113 総資本(当期)

5 10 15

営業キャッシュフロー
(当期)

17 20 25

7114 総資本(前期)

5 10 15

営業キャッシュフロー
(前期)

17 20 25

参考値 営業利益(当期)

営業利益(前期)

減価償却実施額(当期)

減価償却実施額(前期)